

河川事業（大和川水系 平城圏域）

《今後の対応方針（◆今後5カ年の目標）》

（1）秋篠川

①西ノ京工区（工事延長 L=600m）

- ◆井堰の改修を含み、今後5カ年で工区（600m）の完了を目指す
→ 事業継続が妥当

②秋篠工区（工事延長 L=2,200m）（改修済1,000m）

- ◆第2中山橋上流の住宅密集地区間（約350m）の改修を目指す
→ 事業継続が妥当

（2）地蔵院川

①郡山工区（工事延長 L=3,000m）（改修済1,000m）

- ◆平和団地の前川合流地点までの改修（約250m）を目指す
→ 事業継続が妥当

②奈良工区（遊水地 N=1カ所）

- ◆遊水地の整備を平成25年度に完了
→ 下流区間の負担軽減を検討

（3）菰川（工事延長 L=3,300m）（改修済2,100m）

- ◆鉄道、国道と横断し、住宅地を流れる連続した直角部分の改修（約500m）を目指す
→ 事業継続が妥当

（4）蟹川（工事延長 L=2,200m）（改修済1,800m）

- ◆平成29年度に工区（約400m）の完了を目指す
→ 事業継続が妥当

（5）能登川（工事延長 L=1,000m）（改修済300m）

- ◆橋梁改築工事（恵比寿橋）を含む改修（約100m）を目指す
→ 事業継続が妥当
※但し、地域の協力が得られない場合は、事業継続を改めて検討

《今後の再評価の予定》



河川事業進捗点検と再評価スケジュール表(案)

水系・圏域	河川	1サイクル						
		1年 H24	2年 H25	3年 H26	4年 H27	5年 H28		
大和川水系	生駒いかるが圏域	竜田川	再評価	再評価	再評価	再評価	進捗点検	
		富雄川	再評価	再評価	再評価	再評価	再評価	
		三代川	再評価	再評価	再評価	再評価	再評価	
	平城圏域	秋篠川	整備計画策定認可	再評価	再評価	再評価	再評価	再評価
		地蔵院川	整備計画策定認可	再評価	再評価	再評価	再評価	再評価
		蟹川	整備計画策定認可	再評価	再評価	再評価	再評価	再評価
		能登川	整備計画策定認可	再評価	再評価	再評価	再評価	再評価
	布留飛鳥圏域	菟川	新規	新規	新規	新規	新規	新規
		大和川(初瀬川)	再評価	再評価	再評価	再評価	再評価	再評価
		布留川北流	再評価	再評価	再評価	再評価	再評価	再評価
		布留川南流	再評価	再評価	再評価	再評価	再評価	再評価
		寺川	整備計画策定認可	再評価	再評価	再評価	再評価	再評価
		飛鳥川	整備計画策定認可	再評価	再評価	再評価	再評価	再評価
		米川	整備計画策定認可	再評価	再評価	再評価	再評価	再評価
曾我葛城圏域	新川	整備計画策定認可	再評価	再評価	再評価	再評価	再評価	
	葛下川	整備計画策定認可	再評価	再評価	再評価	再評価	再評価	
	高田川	整備計画策定認可	再評価	再評価	再評価	再評価	再評価	
	葛城川	整備計画策定認可	再評価	再評価	再評価	再評価	再評価	
	曾我川	整備計画策定認可	再評価	再評価	再評価	再評価	再評価	
	安位川	整備計画策定認可	再評価	再評価	再評価	再評価	再評価	
	尾張川	整備計画策定認可	再評価	再評価	再評価	再評価	再評価	
紀の川水系	広瀬川	新規	新規	新規	新規	新規	新規	
	小金打川	新規	新規	新規	新規	新規	新規	
	原川	新規	新規	新規	新規	新規	新規	
淀川水系	紀の川	再評価	再評価	再評価	再評価	再評価	再評価	
	宇陀川	再評価	再評価	再評価	再評価	再評価	再評価	
	山田川	再評価	再評価	再評価	再評価	再評価	再評価	
町並川	整備計画策定認可	再評価	再評価	再評価	再評価	再評価		

28 河川

奈良県河川整備委員会でおこなう
奈良県公共事業評価監視委員会でおこなう

奈良県公共事業再評価実施要領

第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、再評価を実施する。再評価は、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業等の評価を行い、事業の継続に当たり必要に応じその見直しを行うほか、事業継続が適当と認められない場合には事業を中止するものである。

第2 再評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、奈良県が実施する県土マネジメント部所管に係る公共事業のうち、国土交通省所管の国庫補助事業及びそれ以外の事業のうち総事業費10億円以上の事業とする。ただし、維持管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く。

第3 再評価を実施する事業

1 再評価を実施する事業は、以下の事業とする。

(1) 事業採択後一定期間が経過した時点で未着工の事業

「事業採択」とは、「事業費の予算化」とする（以下同じ）また、この場合において、「一定期間」とは「5年間」、「未着工の事業」とは別紙-1のとおりする。

(2) 事業採択後長期間が経過した時点で継続中の事業

この場合において、「長期間」とは「5年間」とし、「継続中の事業」には一部供用されている事業を含むものとする。

(3) 準備・計画段階で一定期間が経過している事業。ただし、次に掲げる事業で、着工時個別事業箇所が明確なものに限る。

① 高規格幹線道路に係る事業、地域高規格道路に係る事業、連続立体交差事業等で、大規模なもの（着工準備費を予算化したものに限る）

② 実施計画調査費を予算化したダム事業

なお、「準備・計画段階」とは、①に掲げる事業については「着工準備費の予算化から事業採択に至るまでの段階」、②に掲げる事業については「実施計画調査費の予算化から河川整備計画に位置づけられるまでの段階」とし、「一定期間」とは5年間とする。

(4) 再評価実施後一定期間が経過している事業

この場合において、「一定期間」とは「5年間」とする。

(5) 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

この場合において、再評価の実施の必要が生じているかどうかの判断は、再評価の実施主体の長が行うものとする。

2 留意事項

事業費又は着工準備費が予算化された後、都市計画の決定又は変更が行われた事業については、「事業採択」の定義における「事業費の予算化」及び「準備計画段階」の定義における「着工準備費の予算化」を都市計画の決定又は変更」に、また、事業費の予算化後、河川整備計画の策定又は変更が行われ、当該事業が河川整備計画の中に位置づけられる事業については、「事業採択」の定義の「事業費の予算化」を「河川整備計画の策定又は変更」に読み替えることができるものとする。

第4 再評価の実施及び結果等の公表

1 再評価の実施手続

(1) 再評価の実施時期は、第3で規定する年数が経過する年度の12月末までに実施するものとする。

(2) 奈良県は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、対応方針を決定したうえで、必要な場合は補助金交付等に係る要求を行うものとする。

(3) 河川事業、ダム事業については、河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、河川整備計画の策定・変更を行った場合には、評価の手続きが行われたものとして位置づけるものとする。

2 再評価結果、対応方針等の公表

奈良県は、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。

第5 評価の手法

1 評価手法

再評価を行う際に整理すべき指標、対応方針を決定する際の判断基準等（以下、「評価手法」という）は、国土交通省が定めた事業種別ごとの費用対効果分を含む再評価手法に準じるものとする。

2 再評価の視点

再評価を行う際の視点は以下のとおりとする。

① 事業の必要性等に関する視点

1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化

事業採択の際の前提となっている需要の見込みや地元情勢の変化等事業を巡る社会経済情勢等の変化状況等。

2) 事業の投資効果

事業の投資効果やその変化。原則として再評価を実施する全事業について費用対効果分析を実施するものとする。なお、事業採択時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合で、かつ、事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が著しく大きい等費用対効果分析を実施することが効率的でないと判断できる場合にあっては、費用対効果分析を実施しないことができるものとする。

3) 事業の進捗状況

再評価を実施する事業の進捗率、残事業の内容等。

② 事業の進捗の見込み

事業の実施のめど、進捗の見通し等。

③ コスト縮減や代替案立案等の可能性及び事業完了後の良好な公共サービス提供の視点

技術の進展に伴う新工法の採用等による新たなコスト縮減の可能性や事業手法、施設規模等の見直しの可能性及び住民、利用者の視点に立ち、事業完了後、良好な公共サービスの提供が可能か確認を行う。特に、最終の事業再評価時（事業再評価後5年以内に事業完了となる場合）には、必ず確認を行うものとする。

3 対応方針又は方針（案）決定の考え方

① 2の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる場合にあって、③の視点による再評価により事業の見直しを図る必要がないと判断できる場合には事業を継続することができるものとする。

② 2の①の視点による再評価又は②の視点による再評価のいずれか又は両方において継続が妥当と判断できない場合にあって、③の視点による再評価に基づき事業手法、施設規模等の見直しを実施することによって2の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる場合にあっては、当該見直しを実施した上で事業を継続することができるものとする。また、2の①の視点による再評価及び②の視

点による再評価がいずれも継続が妥当と判断される場合にあっても、③の視点による再評価に基づく事業の見直しを実施することで事業の効率化が図られると判断できる場合においては、当該見直しを実施した上で事業を継続することができるものとする。

③ 2の①の視点による再評価又は②の視点による再評価のいずれか又は両方において継続が妥当と判断できない場合にあつて、③の視点による再評価により、事業手法、施設規模等の見直しを実施した場合においても継続が妥当と判断できない場合は、事業を中止するものとする。

④ 河川事業、ダム事業については、河川整備計画の策定、変更にあたり、学識経験者から構成される委員会等が設置され、審議中である場合には、その審議状況を踏まえて、当面の事業の対応方針について判断するものとする。

第6 事業評価監視委員会

奈良県は、再評価に当たって学識経験者等の第三者から構成される委員会を設置し、意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

1 事業評価監視委員会の設置

奈良県は、再評価の実施に当たり第三者の意見を求める諮問機関として、学識経験者等から構成される奈良県公共事業評価監視委員会（以下「事業評価監視委員会」という）を設置するものとする。なお、市町村等からの要請に応じ、市町村等自ら公共事業評価監視委員会を設置する方法に代えて、事業評価監視委員に依頼する方法も採りうるものとする。

2 事業評価監視委員会における審議対象事業

事業評価監視委員会は、再評価を実施する全ての事業の対応方針（案）について審議するものとする。

3 事業評価監視委員会の役割

事業評価監視委員会は、再評価の実施手続きを監視し、当該事業に関して再評価の実施主体が作成した対応方針（案）に対して審議を行い、不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、意見の具申を行うものとする。

4 事業評価監視委員会における審議方法

審議方法は、事業評価監視委員会が決定する。その際、審議の公開又は議事録の公表等により審議過程の透明性を確保するとともに、事業の特性に応じた判断や技術的判断等が可能な運営となるよう配慮するものとする。

5 事業評価監視委員会の意見の尊重

再評価の実施主体の長は、事業評価監視委員会より意見の具申がかあつたときは、これを最大限尊重し、対応を図るものとする。

6 河川整備計画の点検の手続きによる場合の取扱い

河川事業、ダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、事業評価監視委員会に代えて当該委員会で審議を行うものとする。

第7 その他

1 奈良県と関係省庁の密接な連携、調整

奈良県は、再評価の実施に際し、関係省庁の事業所管部局とヒアリング、相談等により密接な連携・調整を図るものとする。

2 事業種別ごとの実施要領の細目

各事業ごとの再評価についての実施要領の細目は、国土交通省事業所管部局で定めた実施要領の細目に準じるものとする。

第8 施行

- 1 本要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 本要領の施行に伴い、「奈良県公共事業再評価実施要領（平成22年9月1日）」は廃止する。

第9 経過措置

第2及び第3の1(2)により改訂された事業については、平成24年度末までに再評価を実施し、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表することが出来るものとする。なお、平成22年度に第3の1(2)に規定する期間を超過している事業を優先して再評価を実施するものとする。

「事業採択後一定期間経過後で未着工の事業」の定義

事業名	未着工の定義
河川事業	用地買収手続 工事ともに未着手
ダム事業	用地買収手続 工事ともに未着手
砂防・地すべり対策 急傾斜地崩壊対策 雪崩対策・	用地買収手続 工事ともに未着手
道路・街路事業	用地買収手続 工事ともに未着手
土地区画整理事業	用地買収手続 仮換地指定 建物移転 工事ともに未着手
市街地再開発事業	権利変換計画又は管理処分計画が未決定かつ用地買収手続 又は補償手続に未着手
都市・幹線鉄道 鉄道防災	工事に未着手
公営住宅整備事業等	工事に未着手
住宅市街地基盤整備 事業(住宅宅地関連公 共施設等総合整備促 進事業)	道路 公園 下水道 河川等の公共施設整備事業について、 通常事業に準じて設定
住宅市街地総合整備 事業、(住宅市街地整 備総合支援、密集住 宅市街地整備促進、) 住宅地区改良事業等	用地買収手続 工事ともに未着手
下水道事業	用地買収手続 工事ともに未着手
都市公園等事業	用地買収手続 工事ともに未着手